

買取サービスに関する実態調査報告書

令和7年4月30日

調査実施の背景

- ・ 令和6年4月に「景品類等の指定の告示の運用基準について」を改定し、**買取サービスも景品表示法の規制対象になり得ることを明確化**
- ・ 近年、買取市場が拡大しているところ、買取業界では景品表示法への意識が高まり、買取業者から解釈に係る問合せが増加
- ・ 買取サービスにおいては、一般消費者が、実際の買取価格に関して事前に自ら情報収集することは、商品を購入する場合ほどには容易ではないことを踏まえると、適切な表示によって一般消費者の自主的かつ合理的な選択に資する情報を提供することが求められる



一般消費者による自主的かつ合理的な選択を保護する観点から、
買取サービスに関する景品表示法上の考え方を示すため、実態調査を実施

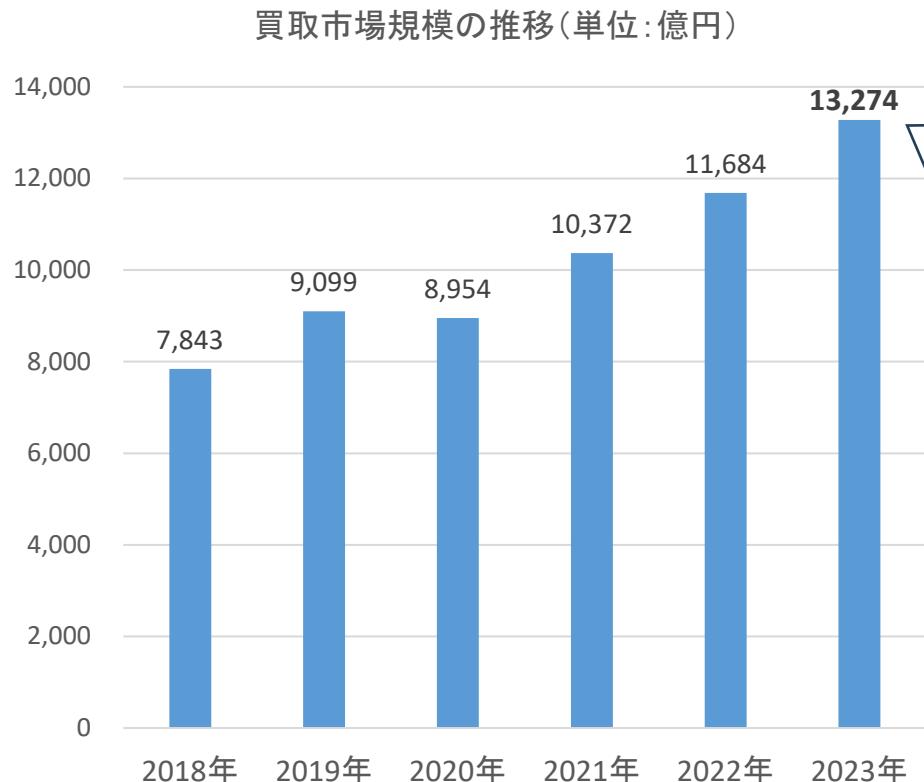
調査の概要（R6.10～調査開始）

- ① 実際の広告物から買取サービスに関するサンプルを収集して**サンプリング調査**
- ② 買取サービスについての**消費者への意識調査**（消費者1,037名にウェブアンケート調査）
- ③ 買取業者（計14社）及び関連する2団体への**ヒアリング調査**

買取サービスの市場概要

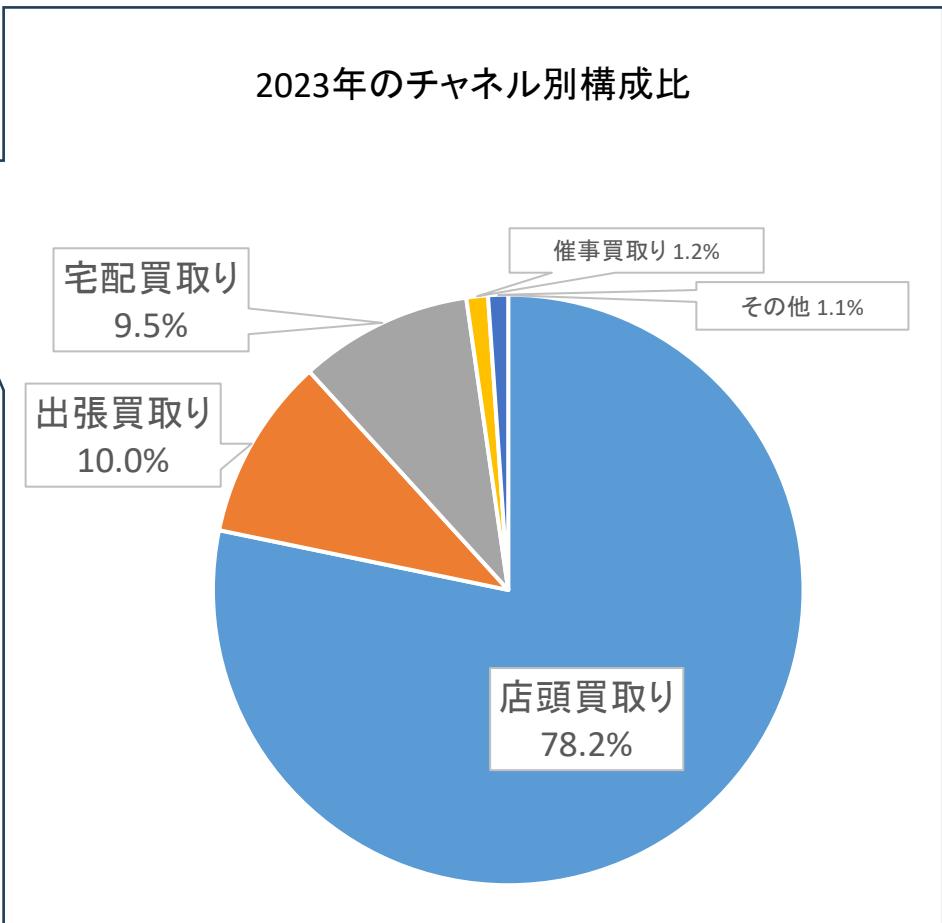
買取サービスの市場規模は、一般消費者のエコ意識や有効資源活用に対する意識の高まりを背景に年々拡大傾向にある。

買取市場: 約1.3兆円(2023年)



(注)買取市場規模は、リユース業者が一般消費者から買取りによって仕入れた値を推計して算出されたもの

2023年のチャネル別構成比



買取サービスの広告等サンプリング調査

買取業者50社分の表示を収集したところ、「買取参考価格・買取実績価格」、「買取価格アップ」、「買取価格保証」、「何でも買取り」及び「どこよりも高く買取り」という**5類型の表示**が多数みられた。

① 買取参考価格 買取実績価格

- ・50社中39社
- ・「買取参考価格一覧」、「最近の買取実績」など



② 買取価格アップ

- ・50社中31社
- ・「買取価格最大20%UP」、「買取1万円UP」など

【期間限定】○月○日まで

買取金額 **20%UP**

キャンペーン実施中！

③ 買取価格保証

- ・50社中19社
- ・「最低1万円以上でお買取り」、「最低価格保証100円」など



④ 何でも買取り

- ・50社中13社
- ・「あらゆる商品を買い取ります」、「どんな状態でも買取可能」など

何でも買取ります！
どんなものでもどんな状態でも大丈夫！



⑤ どこよりも高く買取り

- ・50社中13社
- ・「どこよりも高く買取り」、「地域最高値で買取り」など

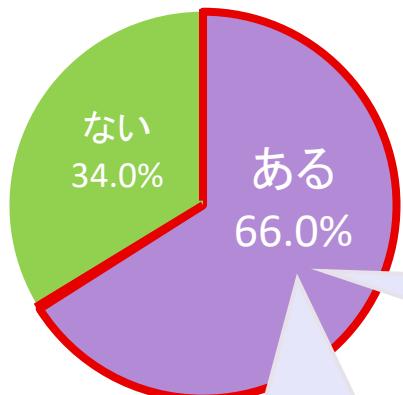
業界No.1

どこよりも高く
当社が買い取ります！

買取サービスの消費者意識調査①

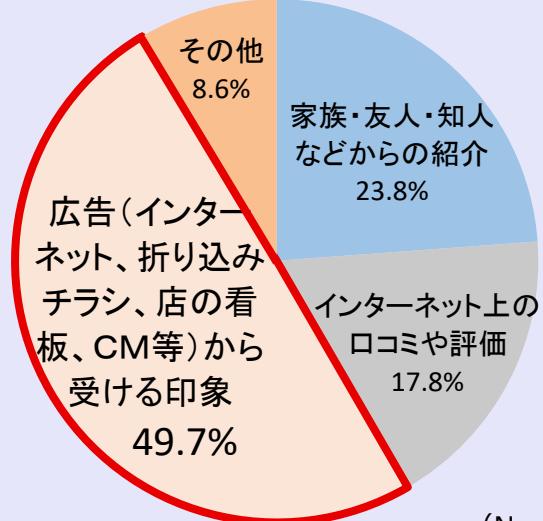
店頭買取りを利用したことのある消費者は多く、利用のきっかけは、「広告（インターネット、折り込みチラシ、店の看板、CM等）から受ける印象」が最も多いことが分かった。また、多くの消費者は、複数の店舗を比較せず、最初に査定を依頼した店舗で買取サービスを利用していることが分かった。

①店頭買取りを利用したことがあるか。



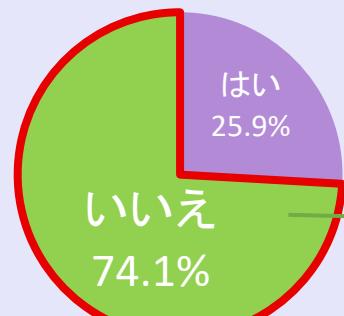
(N : 1,037)

②店頭買取りを利用したきっかけ。



(N : 684)

③複数の店舗に査定を依頼したか。



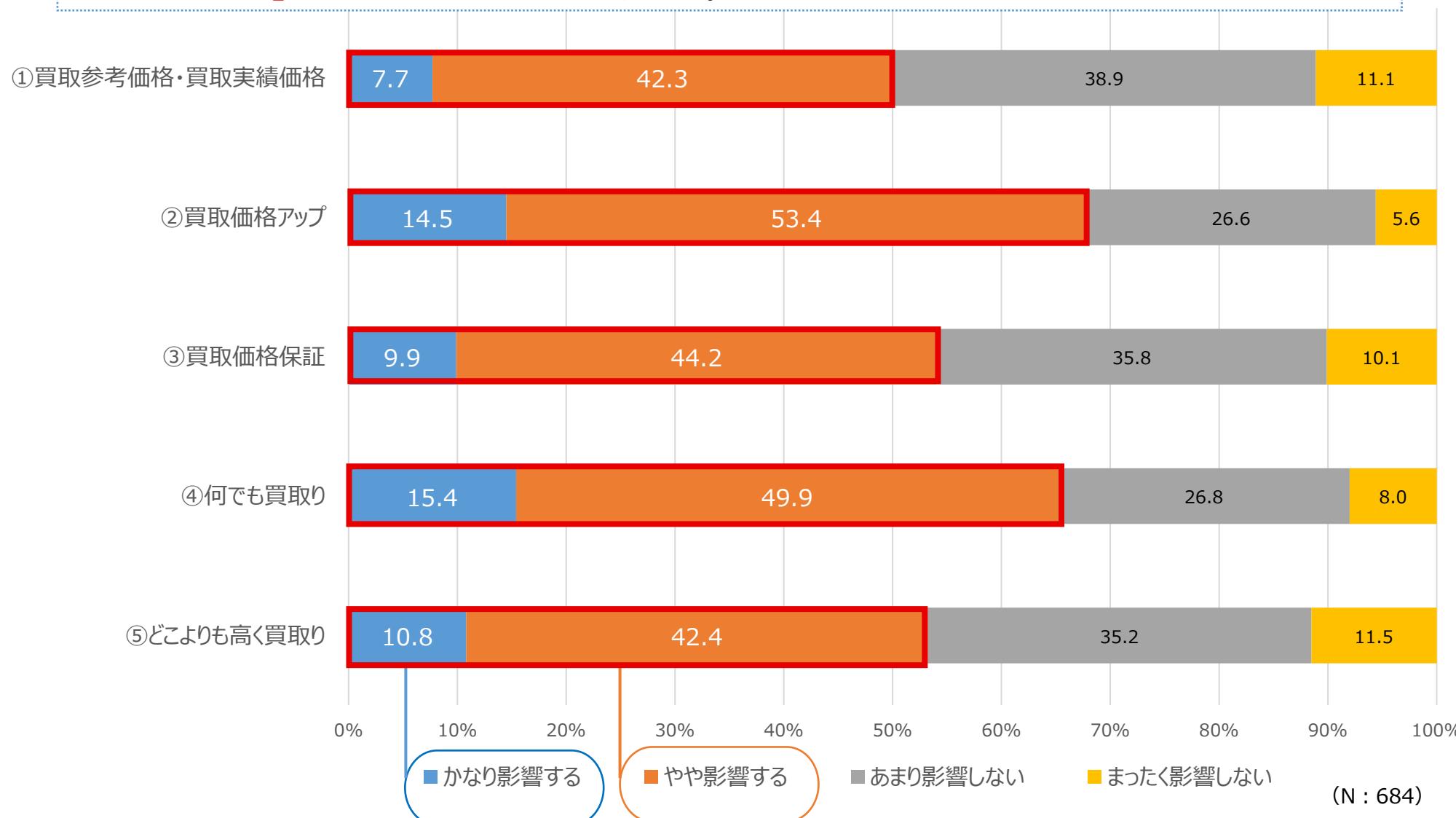
(N : 684)

理由として、「早く売却したかったから」(35.7%)、「面倒だったから」(35.5%)が多かった。

※一般消費者1,037人にウェブアンケート調査を実施

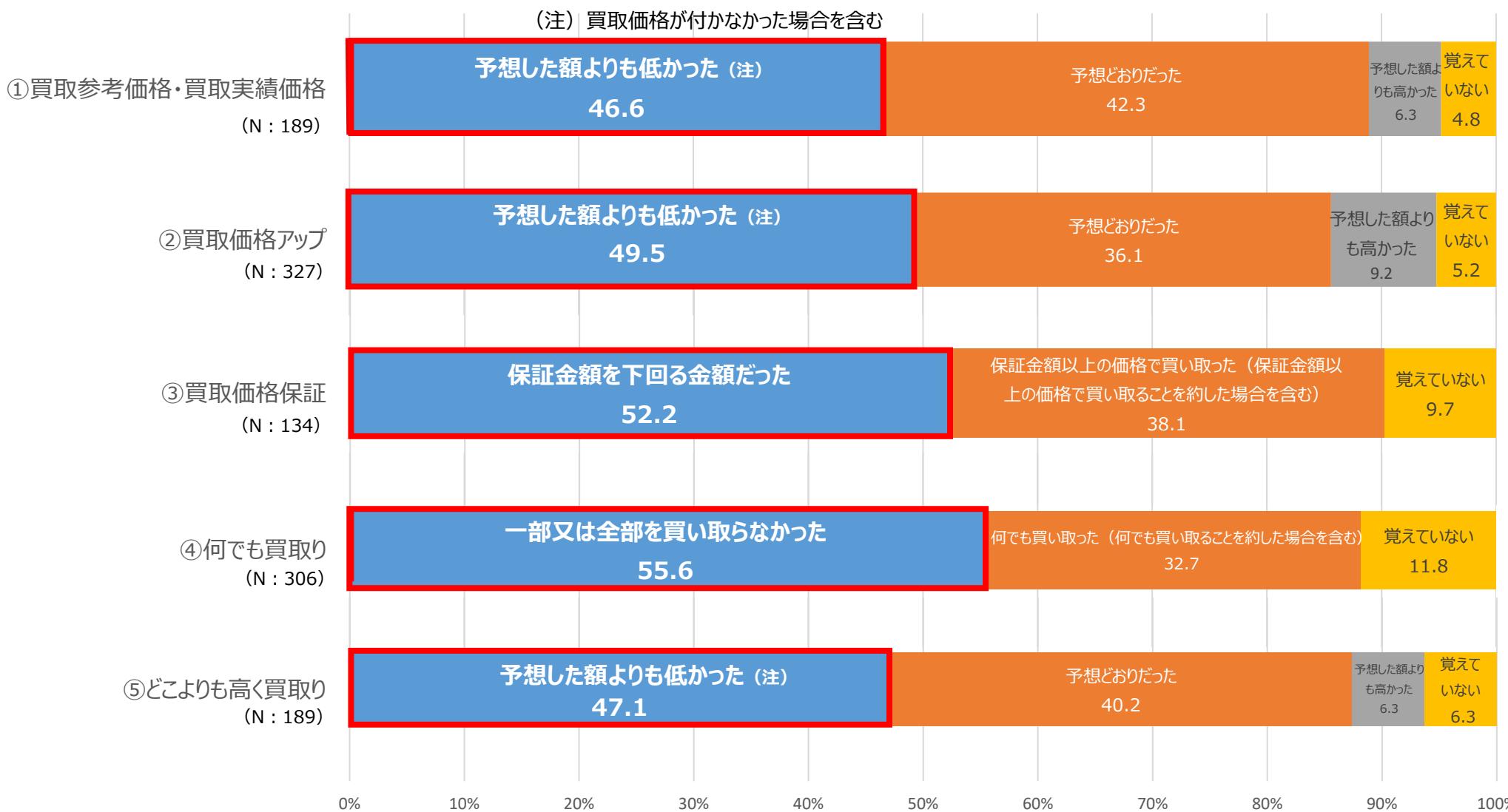
買取サービスの消費者意識調査②

広告表示が、買取店を利用する意思決定に与える影響は大きい（特に、「買取価格アップ」や「何でも買取り」といった表示の訴求力が強い。）ことが分かった。



買取サービスの消費者意識調査③

約半数の消費者が、実際の買取価格又は査定価格が表示から予想した価格を下回った、また、表示どおりに買い取ってもらえなかったと認識していることが分かった。



買取業者に対するヒアリング調査

① 買取参考価格・買取実績価格

- ・どの買取業者も、「買取参考価格」又は「買取実績価格」を表示した商材と同一商材が持ち込まれれば、当該価格で又は当該価格に近い金額で買い取ると述べていた。

② 買取価格アップ

- ・どの買取業者も、通常の買取価格からアップすると述べていた。

③ 買取価格保証

- ・半数の買取業者は、必ず保証価格以上で買い取ると述べていた。
- ・一方、汚れがない等の条件を満たさなければ保証価格を下回る場合があると述べる買取業者もいた。

④ 何でも買取り

- ・多くの買取業者は、無条件で何でも買い取ると述べていた。
- ・一方、商品の状態が悪ければ買い取らない場合があると述べる買取業者もいた。

⑤ どこよりも高く買取り

- ・どの買取業者も、「どこよりも高く買取り」という表示は、意気込みや自負を表現したにすぎないと述べていた。

買取サービスに関する表示が、実際のもの又は事実に相違して競争事業者のものよりも著しく優良又は有利であると一般消費者に誤認される場合には、**優良誤認表示**又は**有利誤認表示**として景品表示法上問題となる。なお、いわゆる強調表示については、買取サービスの内容や取引条件について無条件又は無制約に当てはまるものと一般消費者に受け止められるため、例外などがある場合は、その旨の表示（いわゆる打消し表示）を分かりやすく適切に行わなければ、一般消費者に誤認され、景品表示法上問題となるおそれがある。

①

買取参考価格・買取実績価格

【基本的な考え方】

・「買取参考価格」という表示から、一般消費者は、表示されている商材が当該価格で又は当該価格に近い金額で買取りされると認識するものと考えられる。したがって、買取業者自らが実際に買い取ることを想定した場合の金額（過去の買取実績や、直近における買取市場の相場を踏まえた金額）を大きく上回る金額を「買取参考価格」として表示し、表示している商材を当該価格よりも著しく低い価格で買取る場合には、不当表示のおそれあり。

なお、一般消費者に誤解を生じさせないという観点からは、「買取参考価格」の意味について分かりやすく具体的に示すことが望ましい（例えば、未使用の状態で買取る場合の上限の買取価格や、標準的な状態で買取る場合の平均的な買取価格）。

・「買取実績価格」という表示から、一般消費者は、表示されている商材が当該価格で実際に買取りされたことがあると認識するものと考えられる。したがって、買取った実績のない金額を「買取実績価格」として表示し、表示している商材を当該価格よりも著しく低い価格で買取る場合には、不当表示のおそれあり。

【景品表示法上問題となるケース（例示）】

◆ ある商材について、過去に買取ったことのある価格の中でも最も高い買取価格（例えば、未使用品の場合の買取価格）をはるかに上回る高い金額を「買取参考価格」や「買取実績価格」として表示する場合【有利誤認表示】

②

買取価格アップ

【基本的な考え方】

- ・「買取価格アップ」という表示から、一般消費者は、通常の買取価格からアップされた価格で買い取ってもらえると認識するものと考えられる。したがって、通常の買取価格からアップしない場合には、不当表示として問題となる。

なお、一般消費者が安心して買取サービスを利用できるようにするという観点からは、一般消費者から買取価格の根拠を問われた場合にはどのような基準で算出した額であるのかを説明するなど一般消費者に分かるように示すことが望ましい。

- ・期間限定の買取価格アップキャンペーンが常態化している場合には、不当表示のおそれあり。

【景品表示法上問題となるケース（例示）】

- ◆ 通常の買取価格が1万円のところ、「買取価格20%アップキャンペーン」と表示しながら、実際には、アップせずに1万円で買い取る場合【有利誤認表示】
- ◆ 有名ブランド腕時計の買取価格を10%アップするキャンペーンを1月末まで実施すると表示していたにもかかわらず、2月以降も同じ内容のキャンペーンを継続する場合【有利誤認表示】

買取サービスにおける景品表示法上の考え方【表示】③④⑤

③

買取価格保証

【基本的な考え方】

- 「買取価格保証」という表示から、一般消費者は、必ず当該保証価格以上で買取りされると認識するものと考えられる。したがって、「買取価格保証」と表示して、実際には保証価格を下回る金額で買い取る場合には、不当表示のおそれあり。

【景品表示法上問題となるケース（例示）】

- ◆ 有名ブランドバッグを1万円以上で買い取る旨を強調して表示しながら、実際には、汚れがあること等を理由に5,000円で買い取る場合【有利誤認表示】

④

何でも買取り

【基本的な考え方】

- 「何でも買取り」という表示から、一般消費者は、特段の条件なく、どのような状態であっても買取りされると認識するものと考えられる。したがって、「何でも買取り」と表示して、実際には一般消費者が持ち込んだ物品等の一部又は全部を買い取らない場合には、不当表示のおそれあり。

【景品表示法上問題となるケース（例示）】

- ◆ 「どんな商品でも・どのような状態でも買取ります」などと、何でも無条件で買取る旨を強調して表示しながら、実際には、取扱商材ではないことや汚れがあること等を理由に買取らない場合【優良誤認表示】

⑤

どこよりも高く買取り

【基本的な考え方】

- 「どこよりも高く買取り」という表示から、一般消費者は、他社と比較して当該事業者の買取価格が最も高いと認識するものと考えられる。したがって、他社と比較して買取価格の高さを特に強調する表示として、どこよりも高く買取る旨の表示をしながら、事実と異なる場合には、不当表示として問題となる。

【景品表示法上問題となるケース（例示）】

- ◆ 買取価格地域No.1と表示しながら、実際には、同一地域内の競合他社の買取価格を何ら調査していない場合【有利誤認表示】

買取サービスにおける景品表示法上の考え方【景品】

近年、買取サービスに付随して、次回の買取時に利用できる買取価格アップ券、現金又はポイントを付与するケースがある。

買取価格に応じて、例えば、

- ① 次回以降に利用可能な買取価格アップ券を付与する場合
- ② 現金をプレゼント（いわゆるキャッシュバック）する場合
- ③ 自社サービスで利用（買取価格の上乗せ等）可能なポイントを付与する場合

には、それらの次回アップ券、現金又はポイントが景品类に該当し、景品規制の対象となる。

なお、買取サービスにおいては、買取価格をアップするキャンペーンが実施されることが多い。上記①のように次回以降の買取価格をアップするものではなく、その場で買取価格をアップする場合には、アップ分を含めた買取価格全体が取引の対価となるため、当該アップ分は原則として、景品類に該当しない。

<総付景品>

取引の価額	提供できる景品類の限度額
1,000円未満	200円
1,000円以上	取引の価額の20%

